

# 中古住宅流通定住奨励金制度のQ&A

(令和7年6月現在)

## 【制度について】

Q. この奨励金制度の趣旨は何ですか？

A. 主に「定住人口の増加」「中古住宅・住宅跡地の流通」です。

## 【中古住宅購入の場合】

Q. 現在、町内のアパートに住んでいます。新しく中古住宅を購入し、その住宅に移り住んだ場合は対象となりますか？

A. 対象となります。

Q. 現在、町内のアパートに住んでいます。新しく中古住宅を購入しましたが、その家を取り壊して、その敷地内に住宅を新築した場合は対象となりますか？

A. 対象となります。

## 【転入の場合】

Q. 現在、町外の持家に住んでいます。その住んでいる住宅を売却し、町内に住宅を新築した場合は対象となりますか？

A. 平成31年1月1日以降に、既存住宅跡地となった土地に新築した場合は、対象となります。

Q. 現在、町外の持家に住んでいます。その住んでいる住宅を売却し、相続で取得した町内の空き家を取り壊して住宅を新築した場合は対象となりますか？

A. 対象となります。ただし、相続や贈与などで購入を伴わず土地を取得した場合は、その土地は奨励金の対象となりませんので、新築した住宅分のみが対象となります。

Q. 現在、町外に住んでいます。近々、以前から町内に所有していた土地に住宅を新築して、その住宅に住み替えようと思いますが、対象となりますか？

A. 対象となりません。ただし、所有している土地が平成31年1月1日以降に取得した既存住宅跡地の場合は、対象になります。

## 【家の建て替えの場合】…住所が変わらない

Q. 現在、親が所有する家で同居していますが、同一敷地内に自分名義の家を新築しました。このような場合は対象になりますか？

A. 世帯員が増えていない場合は、対象となりません。

Q. 現在、町内の持家に住んでいます。今回新しく二世帯住宅に建て替えて、町外に住んでいる息子世帯と一緒に住む場合は対象となりますか？

A. 息子さん世帯との同居により町外からの世帯員が増えるため、対象となります。ただし、土地は新たに取得していませんので、新築した住宅分のみが対象となります。

【家の住み替えの場合】…住所が変わる

Q. 現在、町内の持家に住んでいます。町内の別住所にある既存住宅跡地に家を建てて移り住み、これまで住んでいた住宅を取り壊した場合は対象となりますか？

A. 世帯員の全員が移り住む際、世帯員の増加がない場合は住み替えに該当するため、対象となりません。

Q. 現在、町内のアパートに住んでいます。親の所有する土地に建っている住宅を取り壊し、住宅を新築して移り住もうと思います。土地の名義は親のまま、住宅の名義だけ自分とした場合は対象となりますか？

A. 住宅用地を取得していないため、対象となりませんが、住宅の新築後に土地を取得した場合、奨励金対象期間内であれば対象となります。ただし、相続や贈与などで購入を伴わず土地を取得した場合は、その土地は奨励金の対象となりませんので、新築した住宅分のみが対象となります。

Q. 現在、町内の持家に住んでいます。家族が増えるため手狭となります。今住んでいる住宅を売却し、町内の中古住宅を購入して移り住んだ場合は対象となりますか？

A. 住宅購入後、最初に課税された年度から3年間のうち、世帯員が増えた年度から対象となります。

【その他】

Q. 住宅や用地の取得日とは、いつですか？

A. 不動産登記をした日です。（参照：遠賀町中古住宅流通定住奨励金交付要綱第2条）

Q. 住宅を新築する予定で既存住宅跡地を購入しましたが、住宅を新築できるか分からなくなりました。この先行取得した土地だけでも対象となりますか？

A. 平成31年1月1日以降に購入していても、土地だけでは対象となりません。ただし、令和7年3月31日までに住宅を新築した場合は、住宅・土地ともに対象となります。

Q. 交付申請後に両親も一緒に暮らすことになり、三世帯同居になりました。交付期間を変更するには、どうしたらいいのですか？

A. 交付期間の判定は、毎年行っていただく申請時の状況で判断しますので、変更手続きは必要なく、4年目の申請時に三世帯同居であれば対象になります。また、出生等で三世帯同居になる場合も同様です。

Q. 奨励金の対象となっていますが、仕事の関係でやむを得ず、家族を残して単身赴任をすることになった場合は、対象となりますか？

A. 奨励金の交付対象者が単身赴任で一時的に町外に出ていくこととなっても、家族の皆さんが町内に残っている場合は、対象となります。委任状の提出など追加手続きが必要となりますので、申請時にその旨をお伝えください。

Q. 中古住宅の取り壊し費用に対する補助制度はありますか？

A. ありません。

Q. 古いブロック塀の取り壊し費用に対する補助制度はありますか？

A. ありますが、特定の道路に面するものや町の作成する診断カルテで該当するものが対象となります。詳しくは遠賀町のホームページでご確認ください。

▽遠賀町ブロック塀等撤去費補助金

[www.town.onga.lg.jp/kurashi/jutakujoho/burokkuhei\\_hojokin.html](http://www.town.onga.lg.jp/kurashi/jutakujoho/burokkuhei_hojokin.html)

Q. 新築後2年以上経過した誰も住んだことがない建売住宅を購入しましたが、中古住宅に該当し、奨励金の対象になりますか？

A. 誰も住んだことがない住宅は、中古住宅には該当しないため、奨励金の対象にはなりません。ただし、平成31年1月1日以降に、既存住宅跡地となった土地に建築されている場合は、対象となります。

Q. 住宅ではない建物が建っていた土地を取得し、令和2年4月1日以降に住宅を取得しました。奨励金の対象になりますか？

A. 詳しい内容をお伺いする必要がありますので、窓口または電話でお尋ねください。